

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会
遺伝子組換え食品等調査会(オンライン会議)

日時 令和3年6月25日(金)
13:30～
場所 AP虎ノ門会議室D

○今川室長

それでは、定刻となりましたので、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会を開催いたします。私は、事務局の厚生労働省食品基準審査課新開発食品保健対策室長の今川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。もしマイクが聞こえづらいなどありましたら、くぐもっているとか、もしかすると音量の調節ですぐできるかもしれませんが、できるものは、すぐ対応させていただきますので、御遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

本日は、お忙しい中御参集いただき、誠にありがとうございます。この度、新型コロナウイルスの感染拡大の観点から、オンライン会議での開催とさせていただきます。なお、本日の審議はYouTube配信しておりますことを申し添えます。

本日は、前回に引き続き、ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて、5回目の開催となります。

本日の出席状況ですが、現時点で本調査会の委員6名中6名の先生方に出席いただいております。本日の調査会が成立することを御報告いたします。また、本日は参考人として、魚類の専門家4名にお越しいただいております。国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所企画調整部門研究主幹の及川様、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の菊池様、北里大学海洋生命科学部生物化学研究室教授の佐藤様、東京海洋大学学術研究院教授の吉崎様。また、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の委員でもある日本生活協同組合連合会常務理事の二村様、それから、もうお一方、一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長の浦郷様でございますが、本日は、事前に御欠席の御連絡を頂いております。なお、別途、浦郷様の御意見を紙で頂いておりますので、追って事務局より御紹介させていただきます。また、行政側といたしまして、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、通称、カルタヘナ法の担当部署から、農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐の中村様、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」、通称、飼料安全法の担当部署から、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐の古川様。また、水産物における養殖などの担当部署から、水産庁増殖推進部研究指導課課長補佐の石川様、水産庁増殖推進部栽培養殖課課長補佐の中西様に御出席いただいております。

なお、利益相反に関する規定に基づきまして、特定の品目に関する審議を行う際には、利益相反の有無を確認し、その確認書につきまして、当省ホームページ上で公開すること等が定められておりますが、本日の調査会における審議内容については、これに該当しないことを申し添え

ます。

次に、事務局より本日の進め方及び資料について説明させていただきます。

○浅生主査 事務局の浅生と申します。初めに、オンライン会議の進め方について説明いたします。今回は、Z o o mを活用したオンライン会議となります。円滑な進行のため、次の点について御対応いただきますようお願いいたします。発言者以外は、マイクをミュート設定にしてください。発言されたい場合は、挙手にて意思をお伝えください。挙手を確認しましたら、座長又は事務局より指名いたします。指名された方は、ミュート設定の解除及びビデオを設定の上、御発言ください。お手数ではございますが、発言の冒頭で、お名前をお伝えください。発言が終了しましたら、再びミュート設定にしてください。

次に、配布資料について説明させていただきます。本日の資料は、資料1が2枚、別紙の資料が1枚の合わせて3枚となっております。また、委員及び参考人の皆様には、一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長浦郷様からの意見書を併せて配布しております。この意見書については、調査会終了後に本調査会の資料掲載ページに掲載いたします。

会議の途中で操作不良等が生じましたら、メッセージを活用して事務局へお申し付けください。以上となります。

○今川室長 ありがとうございます。それでは、以降の進行を、事務局から近藤座長に代わりまして、議事を進めてまいります。近藤座長、よろしく願いいたします。

○近藤座長 座長の近藤でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議題ですが「ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて(まとめ)」です。まず、資料1について、事務局から説明をお願いいたします。

○今川室長 事務局の今川でございます。資料を御覧ください。今回、文書編が1枚半ぐらい、それからパワーポイントの絵が1枚で合計3枚です。まず、文書のほうは、前回、前々回の3回目、4回目にお出しさせていただいたものに若干修正を加えたものになります。上から御説明申し上げます。令和3年6月25日、今日の日付です。「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会報告」としております。ここの「報告」ですが、例えば「決定」とか「報告」とかいろいろ考えられるかとは思いますが、今回特にこの調査会で何かを決定しようとかそういうことではなく、あくまでも事前相談で提出されるであろう資料について、どういう観点で見ていくのかを、まず広

く一般の方にも知っていただく、それからできるだけ分かりやすくという観点がすごく大きな重要項目と考えております。そのため、「決定」という言葉よりも「報告」という言葉にさせていただいております。

次に、題名ですが「ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおける留意事項(案)」ということです。次が中身ですけれども、大きく2つに分かれております。1つは、「1. 食品衛生上の留意事項」、もう1つは、「2. その他の留意事項」です。まず、食品衛生上の留意事項(1)(2)(3)(4)です。(1)(3)(4)は大きく変わっておりません。今回大きく変わっているのは(2)で、前回4回目の議論を踏まえて、新しく起こしているものです。

(1)から御説明いたします。「(1)全般的な留意点」。「ゲノム編集技術を利用して得られた魚類(以下「ゲノム編集魚類」という。)の取扱いに当たっては、養殖魚は栽培植物と比べて、以下の点に留意が必要である。」「①育種や品種改良の歴史が非常に浅い。」「②魚種によっては、遺伝的多様性が非常に高い。」「③ゲノム編集当代において、各細胞でモザイク状に変異が起こりやすい(ただし、これらを交配した次世代において変異は全細胞で統一される。))」。この(1)全般的な留意事項の今申し上げた①②③が、事前相談において、何かを決定しなければいけないような留意事項ということではないとは思っておりますけれども、今回、5回議論を行っていただいた中で、養殖魚は栽培植物と比べて非常に違いが大きいということで、そういうことに留意しながら進めていく必要があるという意味では非常に大切なことということで掲載しております。

次に、ここが新しい所ですが、「(2)届出集団の選定に係る留意点(別紙参照)」です。別紙も後ほど御紹介いたします。まずは文書編ですけれども、「これまでの遺伝子組換え食品(植物)における安全性評価については」、ここの「(植物)」ですけれども、今、動物における安全性評価は日本ではまだ行っておりませんので、それと分けるために「(植物)」と書かせていただいております。「安全性評価については、1イベント由来(1細胞由来の変異)の系統による集団が基本となる考え方である」。この「1イベント由来(1細胞由来の変異)の系統」という意味ですが、原則的には、やはり今の遺伝子組換え食品の安全性評価においては、1つの出来事の系統ということになります。1つの出来事というのは、例えば受精卵を1個、新たな遺伝子を挿入して遺伝子組換えのものを作ったとしたら、その組み換えた1つの受精卵なり、植物であればその構成体なり、その系統をずっと追っていくというものになります。

「しかし、ゲノム編集魚類のうち外来遺伝子の残存がないものについて

ては、自然界又は従来の品種改良技術でも起こり得る範囲の遺伝子変化であり、必ずしも遺伝子組換え食品の安全性評価と同様に1イベント由来(1細胞由来の変異)の系統による集団である必要はないと考えられる」。遺伝子組換えの場合には、先ほど申しましたように、基本的には1イベント(1細胞由来の変異)ということで、集団を見ていく必要があると考えます。ただ、ここでゲノム編集の魚類、魚類に限らないかもしれませんが、今回は魚類の話ですので魚類としますと、あくまでもゲノム編集で届出していただくようなものは、外来遺伝子が入っていない通常の今までの魚類と同じという整理になりますので、そうすると、必ずしも遺伝子組換えのときの評価の集団と同じようにする必要はないであろうという考えです。ただ、「この場合、下記に示すような届出集団の選定に係る条件等について併せて検討し、個別に判断する必要がある」と。

次に、「条件の例」です。「届出集団における標的遺伝子の変異の内容(塩基数、位置)が全く同一であり」、これは、例えば1つの遺伝子を働かせなくするというときに、その遺伝子上の塩基が1,000塩基あったとして、そのうちの5塩基分欠失したという場合には、その5塩基欠失というものの場所が、例えば前から125番目の5塩基と前から350番目の5塩基は同じ5塩基だけど、場所が違うのでそれは別のイベントということになります。「全く同一であり、届出集団の親世代の全て(あるいは、届出集団の全て)の個体において、外来遺伝子の残存がないことやオフターゲット変異による新たなアレルゲンの産生及び含有する既知の毒性物質の増加が生じないことなど、食品の安全性を確保する上で必要な確認がなされていること」。つまり、前提条件として、-5なら-5の場所まで一緒という届出集団があつて、さらにその親集団若しくは届出集団そのもので、例えば親集団で10匹いたら10匹全部、5匹いたら5匹全部、しっかりこうした安全性を確保する上での確認がなされているのであればいいのではないかというような条件の例になります。したがって、必ずしもこの意に当てはまらないものもあるかもしれませんが、1つの例としてこのように記載しております。

次に、(3)です。(3)はこれまでと余り変わっておりません。「食品衛生上のリスクがある魚類(フグ等)に係る留意点」。「従来品と同等であると判断されたゲノム編集魚類においても、従来魚類自体に食品衛生上のリスクがあり、食品衛生法や関連する通知等における規制がなされている場合は、その規制に従う必要がある」。基本的には当たり前の話ではあるかと思うのですが、例えばフグとかですと、魚種が決まって

いたり、可食部位が決まっていたり、海域が決まっていたりというようになっています。そういった規制が通常でもある場合には、当然それに従っていただく必要があるということになります。例えばトラフグとかで、毒の蓄積をなくしたトラフグが仮にゲノム編集で出てきたとしても、幾ら毒の蓄積がなくなりました、だからどこでも食べられます、肝臓とか卵巣でも食べられますといっても、現状の規制があるのであれば、現状の規制に基本的には従っていただくということになります。そこを変えたいのであれば、現状の規制を変える必要が当然出てくるというような趣旨です。

次に、「自然毒のリスクは、ゲノム編集の程度や箇所にかかわらず、慎重に判断するべきである。例えば、フグにおいては、従来のフグの可食部の毒性と、ゲノム編集フグの可食部の毒性が食品衛生の観点において同等である、ということ適切な検査によって示すことが必要である」。食品衛生の観点において同等であるというのは、例えばトラフグであれば、可食部は筋肉、皮、精巣という3つですけれども、この可食部位において従来品とゲノム編集品が同じというのを、例えば公定法である食品衛生検査指針のマウス法とかそういったもので確認をする、同等であることを適切に確認することが必要ということ です。

(4)も、特にこれまでとそこまで大きくは変わっておりません。「その他食品衛生上の留意点」。「全ゲノムシーケンス(全塩基配列)解析による外来遺伝子の残存有無やオフターゲット変異等の確認は、現時点においては、必ずしも完全ではなく、食品衛生上の観点において他の手法と同様、必要に応じて組み合わせて検討されるべき手法の1つと考えられる。これらの確認に当たっては、サザンブロットやPCR等の適切な手法により確認することが重要である。ただし、新たな理論に基づいた次世代シーケンサーを用いた解析手法も報告されており、今後の科学的知見の進展等も踏まえ、事例ごとに判断することが必要である」。これは、必ずしもこの魚なり動物なりにかかわらず、植物も当然現時点では当てはまるというものですけれども、今回の魚の議論の中でこうした議論がございましたので記載しております。

続きまして、「2. その他の留意事項」です。2つございます。まず1つ目は、「ゲノム編集技術応用食品等に対する消費者の不安の解消に努めることが重要であり、消費者の理解促進を念頭に置いた丁寧なリスクコミュニケーションの実施が望まれる」。これは、前回、前々回のと きにお出しさせていただいたところ、この文言もあるのですが、ちょっと今回は削っている場所があります。例えば「食料自給」とか「養殖業

の成長のための社会実装」というような言葉も入っていたのですが、その中でも検討して、厚生労働省の範囲で、食料自給や養殖業というところはなかなか難しいということで、趣旨は変わりませんので、消費者の理解促進を念頭においた丁寧なリスクコミュニケーションということで、その言葉は削除しております。

次に、「消費者の選択に資するため、引き続き、情報伝達や表示を含む情報提供を事業者を求めることも必要である」。この情報伝達の部分が、前回まではトレーサビリティという言葉でした。その後、トレーサビリティという言葉はどうするかということを経験もしたのですが、トレーサビリティというと非常に重いというか、難しいというか、恐らくその申請者だけが頑張ればいい話ではなくて、売った先、それから売った先、さらに売った先というところも全てしっかりできてトレーサビリティになりますので、事業者が厚生労働省に事前相談に来たときに、厚生労働省がトレーサビリティも頑張ってくださいと仮に申し伝えたとしても、事業者さんとしても直ちに分かりましたというのはなかなか難しいかなとは考えております。そういった意味で、トレーサビリティは当然やっていただきたいということはありませんけれども、文字としては、後代交配種の議論のときに記載しましたような文言として、「情報伝達」という言葉に変えさせていただいております。事務局からは以上です。

○近藤座長

資料1につきまして、事務局の説明ありがとうございました。別紙の絵のほうの説明を、続いてお願いいたします。

○今川室長

事務局の今川です。大変失礼いたしました。別紙の御説明を忘れておりました。それでは別紙の絵のほうを見ていただきたいと思います。基本的に先ほどの文書のほうでは、1の(2)の部分が関係する所です。前回、4枚お出しいたしました案1、案2、案3、案4の中の案3とか案4辺りを1枚にまとめるとこうした形になるというようなものです。一番上から見ていただきますと、まず卵にゲノム編集をする。この場合、○が3個付いていて3個選んでいることになりますけれども、これは特に3個に限定しているわけではなくて、2個でも5個でも6個でもということになります。今回の場合3個にしております。ゲノム編集した卵はうまく変異が入って、それが成長し10cmぐらい大きくなったところの図が、その下の魚の図です。最初のゲノム編集当代では、変異の入り方がモザイク、これはモザイクといっても染色体ごとにモザイクになるわけではありませんので、そういう意味で絵に多少違和感があるかもしれませんが、なかなか表し方が難しいので、この染色体の所でモザイクという形にしております。ただ、モザイクになるのは実際は細胞とかその

個体そのものになります。最初のゲノム編集当代では、こうしたモザイクな形で入っていくのですが、それを集団交配をしていくと、その真ん中の雑種第1代というようなパターンが出てきます。このときには生殖細胞から出てきますので、モザイクが消えていくことになりますけれども、この中でいい形質を事業者が選んでいくことになろうかと思えます。選ぶのは4つでも6つでもいいのですが、仮にこの3つを選び、それを集団交配をして、一番下のほうの雑種第2代というのが得られる。そうすると、届出対象の集団という辺りが出てくると。

このときに先ほど申しましたゲノムイベントの統一が必要というものです。だから今、同じ位置に変異が入ってます。欠失した塩基数、例えば5塩基欠失であれば、-5というのが全部同じ、位置も一緒というものです。今「欠失した塩基数」と書いてありますけれども、例えばこれが塩基が置き換わったり、挿入されたりということもあると思えますので、必ずしも欠失だけではないかもしれませんけれども、一例として「欠失した」というように書いております。

ここで、例えば-5欠失というので、場所もそろえていただくのですが、その上の親の集団、雑種第1代の所を見ていただくと、例えば、選抜と赤で囲った部分に3匹いますけれども、3匹のうち一番下の1匹は、欠失した場所がちょっと異なっているように絵で表しています。例えば5塩基が欠失したものと、場所もちょっと違って20が欠失したものと考えていただいたときに、最終的に届出のときには-5でそろえる必要がありますので、雑種第1代ではこの-20が入ったものも選んでいただいているのですが、その下の雑種第2代の選抜のときには、それが入った個体というのは外していただく必要があるというような絵にしています。

そうした形で届出集団を選んでいただいて、先ほど文書で申しました、一番下にコメントでも書いてありますけれども、外来遺伝子の残存、オフターゲット変異によるアレルゲンの産生や既知の毒性物質の増加が生じないことの確認というのを、届出集団の親世代で行う。ここでは真ん中の部分の選抜と書かれた部分です。親世代が5匹いれば5匹、全個体です。又は、届出集団の全個体でこういった確認を行っていただくということでも結構かなと。通常であれば親世代を確認するほうが多分数は少ないと思えますので、親世代を確認することになろうかと思えます。あと右のほうに書かせていただきましたが、届出前の個体については流通できませんということです。あくまでも届出対象集団、この赤で囲った一番下の集団から以降は流通できますけれども、その前は審査されて

いないので、流通はできませんということです。流通をさせたい場合もあるかもしれませんが、その場合には別の届出で行っていただくということになると思います。以上です。

○近藤座長　これから、委員の先生方、参考人の皆様に御意見を頂きたいと思いますが、その前に、御欠席の浦郷参考人から書面で意見を頂いておりますので、事務局から読み上げをお願いします。

○今川室長　事務局の今川です。浦郷参考人から事前に頂いた御意見を読み上げます。これは、聞いていらっしゃる方々のお手元にはお配りできていないものです。申し訳ございません。委員及び参考人には先ほどメールで送らせていただきました。

ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおける留意事項(案)について。一般社団法人全国消費者団体連絡会 浦郷由季。1. 食品衛生上の留意事項について。魚類においては、育種や品種改良の歴史が浅いこと、魚種によっては遺伝的多様性が高いこと、また、受精卵へ直接ゲノム編集ツールを導入するので、当代においては細胞にモザイクが起りやすいが、選抜し交配することで次世代には移行しないことなどが理解できました。届出集団の選定においては、標的の変異が全く同じ場所(位置)で、欠失塩基の数が同じであるものを届出集団とすること。また安全性の確保として、外来遺伝子の残存がないことの確認、オフターゲット変異によるアレルゲンや毒性の発生がないことの確認がされていること。その確認は、届出集団そのものでの確認もあるが、届出集団の親世代において、すべての個体が確認されていれば確保されることも理解できました。また、毒を持つ魚類においては、ゲノム編集魚類においても食品衛生法の規制に従うことは当然のことと考えます。

以上のことから、今回まとめられた食品衛生上の留意事項は妥当なものと考えます。今後、他の動物の届出についても、都度留意事項を確認することが必要と思われるので、議論の場を設けていただきたいと思います。

2. その他の留意事項について。リスクコミュニケーションに関しては、これまで何度も申し上げてきましたが、消費者の不安を少しでもなくすために分かりやすく丁寧な説明や、双方向でやり取りできるコミュニケーションの場を設けて理解促進につなげてください。また、食品としての安全性の確保はもちろんですが、消費者にとっては選択のための表示も重要です。食品衛生法の範疇とは別の整理ということは承知していますが、トレースは可能と考えますので、消費者が表示をもとに手に取ることができるよう、表示を含む情報提供を事業者にしつかりと求め

てください。以上。

○近藤座長 それでは、資料1の今回の取扱いに関する留意事項案について、皆様から御意見やコメント等を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見がある場合は、メッセージにて意思表示の上、お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。中島委員、何かコメント等はございますでしょうか。

○中島委員 中島です。議論の末、おおむね落ち着くべきところに落ち着いたと考えております。特に意見はございません。

○近藤座長 田部井委員はいかがでしょう。

○田部井委員 農研機構の田部井です。これまでいろいろと議論をされてきて、こういう形に落ち着いたので、私も特に意見はありません。この中で特に重要だと思うのは、これまでの1イベントという考え方、組換え体の1イベントという考え方から、ゲノム編集は同じ変異が起こる可能性が非常に高いということで、そのイベントの考え方を、同じ変異であればそれを認めるという形に進んできた。それは、やはり最終的な安全性を確認するプロダクトベースの考え方からして、妥当な判断なのではないかと思ひます。

○近藤座長 岡本委員、追加で何かコメントはございますでしょうか。

○岡本委員 水産研究・教育機構の岡本です。特に追加すべき点、気になる点はございません。

○近藤座長 ほかに追加でコメントがありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。二村参考人、お願ひします。

○二村参考人 二村です。今回の議論を5回やっていただいて、魚類におけるゲノム編集、養殖の実態、品種改良の取組などを知ることができましたので、とても重要な議論だったと思ひます。厚労省でホームページ等も作って情報提供されているかと思ひますが、多くの方に分かりやすい形で、こういった情報を提供していただくことが非常に重要だと思ひております。これが1点です。

もう1つは、まだ魚の品種改良そのものの歴史が浅いということもありましたけれども、この後、新しい方法や形も出てくると思ひますので、そういったときには、また改めて必要な議論をしていただくことも重要だと思ひています。

それから、まだすぐにといいことはな思ひますけれども、魚以外の動物、例えば畜産の分野等においても、当然これからこの技術が適用されてくることあるかと思ひますので、そういったときにも、改めて今回のように、品種改良上どのような特徴があつて、その上で何か気を

付けるべきことがあるのかということ、オープンな形で情報提供や議論をしていただければと思っております。

○近藤座長 貴重な意見をありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。なければ、事務局からお願いいたします。

○今川室長 事務局の今川です。二村参考人がおっしゃられましたが、今後、魚でも別の観点のもの、あるいは動物といったものが出てきたときにという観点は、先ほどの浦郷参考人からの御意見でも、他の動物の届出については、都度、留意事項の確認をすることが必要で、議論の場を設けていただきたいというお話がありました。事務局としても、観点が同じものは特にやらないかもしれませんが、観点が違うものであれば、当然別の動物、あるいは魚でも観点が違うものであれば、また委員、参考人の皆さま方にも御協力いただきまして、こういった形で、オープンな場で議論させていただきたいと思っております。

それで、事務局から1点だけ確認がございまして。今の時点でのお考えがあればということで結構です。届出集団のところ、先ほど御説明差し上げたところで、例えば条件の例に親世代とか届出そのものとありましたが、極端な話かもしれませんが、親世代が100匹いたというときには、今の条件の例で言うと、その全ての個体において、外来遺伝子の残存がないことやオフターゲット変異による新たなアレルゲンの産生及び含有する既知の毒性物質の増加は生じないことなどの確認が必要という形があるのかどうか。それとも、これは条件の例ですので、そのときによっていろいろな証明の仕方があり得るといふことなのか。そこだけ、事務局として確認させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○近藤座長 座長です。ただいまの事務局からの確認について、例えば親世代が100個体あったときに全数の検査をするのかということですが、岡本委員、この辺のお考えはいかがでしょうか。

○岡本委員 水産研究・教育機構の岡本です。現段階で原則、全尾調べということは、オフターゲットやアレルゲンの検査をする上では重要なことだと考えています。ただ今後、ゲノム編集に使う当代集団が、どういった集団で、どういった遺伝的な多様性を持つのかといったことを踏まえた上で100尾全部を調べる必要があるのかどうかと、そういった議論が必要になってくる事例が起こりうるかと考えていますが、具体的な例が出てきてから考えるべき問題かと思っております。

○近藤座長 ただいまの扱いにつきまして、田部井委員はいかがでしょうか。

○田部井委員 農研機構の田部井です。私自身も、今の岡本委員と基本的には同じ意見です。オンターゲットは同じ変異が入っているか、又は、オフターゲット

トが入るならば、全てが同じというわけにはいきませんので、そこで起こったことによって、どういう影響が出るかということ調べるというのは基本だと思います。そういう意味で、特段の理由がない限り、基本的には全て調べていくということが基本的な方針かなと考えているところです。

○近藤座長 基本的には全数を調べるという方向の意見かと思います。及川参考人はいかがでしょうか。

○及川参考人 水産研究・教育機構の及川です。皆さんのお考えと同じような形でよいかと思います。

○近藤座長 吉崎参考人はいかがでしょうか。

○吉崎参考人 海洋大の吉崎です。私も、岡本委員がおっしゃったように、基本的には個体数が多くても全て確認をしていくことが必要かと思います。

○近藤座長 皆様の御意見としては、個体数にかかわらず全数を調べるというのは基本的な方針であるということだと思います。ほかの意見がございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。数によらず全数を調べるというのを基本的な考え方としてやっていくということになるかと思います。ここでは、このような考え方で整理しておきたいと思います。よろしいでしょうか。ないようですので、事務局からコメントをお願いします。

○今川室長 事務局の今川です。委員・参考人の先生方、ありがとうございました。基本的には確認するというので、その後、岡本委員からもお話がありました。実際の事例が出てから考える部分もあるということかと理解しました。ありがとうございます。事務局、以上です。

○近藤座長 全体を通して、コメント、御意見はございませんでしょうか。ないようですので、最後に事務局からコメントがございました。

○今川室長 事務局の今川です。事務局としては、魚類の取扱いのオープンでの議論は、これで終了させていただきたいと考えております。この留意事項の取扱いですが、今は(案)となっていますので、今日の御議論を踏まえて、この(案)を取って、ホームページにアップいたします。もちろん、この(案)のバージョンもアップしていますし、同じページに、今後、議事録なども載せるようなページに、資料として(案)を取ったバージョンも載せて、いつでも皆さんが見られる状態にしたいと思います。

その後、この調査会の親の審議会である新開発食品調査部会にも、いつ部会を行うかは確定しておりませんが、御報告できるタイミングで御報告し、その上の食品衛生分科会にも御報告できるタイミングで御報告したいと思います。

魚類の取扱いの議論、事務局としてもこういった審議会というのは初めてで、私自身もこういったタイプの審議会は初めてでして、できるだけ皆様に分かりやすくということを念頭にやってみましたが、なかなか至らなかった点もあるかもしれません。本当に申し訳ございません。事務局の理解が追いついていかないところも、本番の調査会だけでなく、何回も打合せして確認させていただいたり、本当にお忙しい中、委員、参考人の先生方、皆様方、御協力を賜りまして、本当にどうもありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

○近藤座長 委員の先生方、参考人の皆様から、何か追加でコメントや意見はございますか。よろしいでしょうか。

○今川室長 事務局の今川です。次回の調査会としては、また日程調整が新たに必要であれば、させていただきたいと思います。

○近藤座長 ほかになければ、本日はこれで議事を終了したいと思います。本日はありがとうございました。これにて遺伝子組換え食品等調査会を終了いたします。